

中央コリドー I C T 推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、中央コリドー I C T 推進協議会（略称は「C C C 2 1 協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、I C T を利活用して中央コリドー地域における課題解決のための調査・研究、及び地域の情報通信を活用して各会員の持つ固有知識・技術を共有・補強することにより、豊かな高度情報通信社会の構築に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達するために次の事業を行う。

- (1) I C T に関する調査研究
- (2) I C T に関する開発・実証実験推進
- (3) I C T に関する情報交流及び普及啓蒙
- (4) その他本会の目的を達するために必要な事業

(会員)

第4条 本会は、本会の趣旨に賛同し次条の入会申込書を提出した個人・法人・行政機関等によって構成される。

(入会)

第5条 本会の会員になろうとするものは、入会申込書を提出しなければならない。

(賛助金)

第6条 会員から賛助金を受け取ることができる。

(退会)

第7条 本会を退会しようとするものは、書面をもってその旨を届け出なければ

ならない。

(役員)

第8条 本会には次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計監査 1名

(役員を選任等)

第9条 会長は、総会において役員の中から選任する。

- 2 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときにはその職務を代行する。
- 4 会計監査は、本会の会計を監査する。
- 5 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問)

第10条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が学識経験者等のうちから委嘱する。

(オブザーバ)

第11条 会長は協議会の事業を行うため、特に必要と認める機関に対しオブザーバとして参加を求めることができる。

(総会)

第12条 総会は、役員、会員、及び顧問によって構成する。

- 2 総会は定期総会を年1回開催する他、会長が必要と認めるときに開催する。
- 3 総会は会員の2分の1以上の者の出席がなければ開会することができない。
- 4 総会の議長は会長が行う。
- 5 総会の議事は、出席した会員の過半数の同意をもって決し、賛否同数の時は、議長の決するところによる。
- 6 総会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を決議する。
 - (1) 本規約の改正
 - (2) 事業計画及び収支予算
 - (3) 事業報告及び収支決算

(4) その他本会の運営に関する重要事項

(幹事会)

第13条 本会の事業運営上必要があるときは幹事を置き、幹事は幹事会を構成する。

2 幹事は、総会において会員の中から若干名選任する。

(委員会)

第14条 本会の事業運営上必要があるときは、委員会を置くことができる。

2 委員長は会長が指名する。

(事務局)

第15条 本会に事務局を置く。

2 事務局長は会長が指名する。

3 事務局は東京都新宿区に置く。

4 必要に応じて連絡事務所を置くことができる。

(経費)

第16条 本会の運営上必要な経費は、年会費、寄付金及びその他の雑収入をもって充てる。

2 本会の事業の一環として実験等を行う場合の費用は、前の項の経費とは別に当該実験に参加する会員から分担金を徴収する。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第18条 この規約に定めるものの他、協議会の運営上必要な事項は会長が別に定める。

附則

1 この規約は、設立の日（平成9年3月21日）から施行する。

2 本会の設立年度の会計年度は、この規約第17条の規定にかかわらず、設立総会の日（平成9年3月21日）に始まり、平成9年3月31日に終わる。